

日本定量 NMR 研究会 運営細則

(2018 年 10 月 31 日細則)

(目的)

第 1 条 この運営細則は、日本定量 NMR 研究会 会則(2018 年 10 月 31 日。以下「会則」という)第 12 条の規定に基づき必要な事項を定め、日本定量 NMR 研究会の運営等に関する適正な処理を図ることを目的とする。

(役員交通費等)

第 2 条 会則第 8 条第 1 項により幹事長に招集され、役員会議に出席した者の交通費および宿泊費等は当該出席者の自己負担とする。

(本会の住所)

第 3 条 本会の住所は事務局のある東京都昭島市武蔵野 3-1-2 (株) JEOL RESONANCE (経営企画室) とする。

附 則

この細則は、2018 年 10 月 31 日から施行する。

(履歴) 2019 年 6 月 18 日 改定